

藤沢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
藤沢市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市後期高齢者医療に関する条例（平成20年藤沢市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が制定され、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をする必要による。